

## 論 説

# 債権者のローン損傷会計の会計的特徴

伊 丹 清

### はじめに

- I 債権者のローン損傷の認識
  - II 債権者のローン損傷の測定
  - III 損傷ローンの債権者の会計処理
  - IV 問題債務リストラの債権者の会計処理
- おわりに

### はじめに

現在、アメリカでは将来キャッシュ・フローに依存したステイトメントが増えつつある<sup>(1)</sup>。ローンの損傷 (impairment) の会計処理を規定する FASB ステイトメント第114号『債権者のローン損傷会計——FASB ステイトメント第5号および第15号の改正』 (*Accounting by Creditors for Impairment of a Loan—an amendment of FASB Statements No. 5 and 15*) 以下、FASB ステイトメント第114号と略す) もそのひとつである。本稿では、この FASB ステイトメント第114号の内容とその会計処理の例示をもとに、債権者のローン損傷会計の詳細とその会計処理が財務諸表にもたらす影響について検討する。それによって、そのような将来キャッシュ・フローを軸とした会計の特徴を明らかにしたいと考える。

財務会計基準審議会（以下、FASB と略す）は、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の会計基準実行委員会 (AcSEC)、連邦預金保険公社 (FDIC) 等から、債権者はどのような環境下で、予測将来キャッシュ・フロー (expected fu-

ture cash flow) の現在（割引）価値に基づいてローンの損傷を測定すべきか規定することを求められていた。とくに、アメリカ公認会計士協会（AICPA）は、FASB ステイトメント第5号『偶発事象会計』(*Accounting for Contingencies*—以下、FASB ステイトメント第5号と略す) と矛盾する監査・会計ガイドを出しておらず、その結果、金融機関のタイプによって、損傷ローンの損失の認識時点と認識方法に重大な相違が存在していた。その整合性をはかるために、アメリカ公認会計士協会（AICPA）の会計基準実行委員会（AcSEC）は、ローン損傷会計の基準化を FASB に求めたという。また、証券取引委員会（SEC）、連邦住宅ローン銀行審議会、連邦預金保険協会（FDIC）も同様に整合性をはかることを求めていたといふ<sup>(2)</sup>。その結果、FASB は、FASB ステイトメント第114号を発行し、FASB ステイトメント第5号を改正して、債権者が損失発生を評価するさいに、全受取勘定の契約利息と契約元本の両方の回収可能性を評価すべきことを明確化した。くわえて、FASB ステイトメント第15号『問題債務リストラの債務者と債権者の会計』(*Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*) も改正し、条件緩和に関する問題債務リストラでリストラされるすべてのローンに、FASB ステイトメント第114号の測定方法を適用することを求めたのである<sup>(3)</sup>。では、まず、このような経緯で設定された FASB ステイトメント第114号のローン損傷の認識についての規定から検討しよう。

## I 債権者のローン損傷の認識

FASB ステイトメント第114号『債権者のローン損傷会計——FASB ステイトメント第5号および第15号の改正』は、一部のローンを除いて、すべての債権者の担保付（collateralized）ならびに無担保（uncollateralized）のローンすべてを適用対象とする。そして、与信損失に対する引当金の設定ならびに条件緩和に関する問題債務リストラ（troubled debt restructuring）でリストラされるすべてのローンの債権者側の会計を規定している<sup>(4)</sup>。ところで、FASB ステイトメント第114号においては、ローンとは、債権者の財政状態表で資産

として認識され、かつ要求によって、あるいは固定日ないしは決定可能日（fixed or determinable dates）に貨幣を受け取る契約上の権利とされている<sup>(5)</sup>。では、そのローン損傷の認識時点についての規定について検討しよう。

FASB ステイトメント第114号では、現在の情報と事象に基づき、ローン契約条件による要支払額全額を回収できないことがほぼ確実な時点で、損傷を認識するものとされる。そして、問題債務リスト上で条件が緩和されるローンについては、そのことがすでに存在しており、損傷が確認されているとしている。ところで、FASB ステイトメント第114号では、この要支払額全額を回収できないことがほぼ確実か否かの決定方法については規定しておらず、ローンの通常の検討手続きをその判断に適用するとされている<sup>(6)</sup>。したがって、このようなローン損傷の認識にあっては、回収不能なことがいつの時点で「ほぼ確実（probable）」になるかが問題となるであろう。FASB ステイトメント第114号は、その点について、ほぼ確実（probable）という用語は、FASB ステイトメント第5号【偶発事象会計】と同様に用いるとして、その判断の根拠をFASB ステイトメント第5号に求めている。そして、FASB ステイトメント第5号は、ほぼ確実（probable）という用語を、損失という事実を確実にする将来事象が発生する確率範囲のある領域として定義している。その領域の区分は以下のごとくである<sup>(7)</sup>。

ほぼ確実（probable）	将来事象が発生することが有望（likely）である。
合理的可能性が存在する（reasonably possible）	将来事象発生のチャンスがごくわずか（remote） より大きく、有望（likely）より小さい。
ごくわずか（remote）	将来事象発生のチャンスがごく少ない（slight）。

この定義においては、各領域区分のいずれに属するかの決定は、判断の問題と考えられる。すなわち、ほぼ確実であるか否かの決定には、判断が必要とされるであろう。

以上のように、FASB ステイトメント第114号は、現在の情報と事象に基づいて、ローン契約条件による要支払額全額を回収できないことがほぼ確実になった時点で、損傷を認識するものとしている。また、条件緩和に関する問題債務

リストラでは、そのことがすでに存在しており、損傷が確認されているとしている。だが、どのような方法で、具体的にいつの時点で認識するかについては規定していない。FASB ステイトメント第114号は、FASB ステイトメント第5号のほぼ確実（probable）という用語の定義に依拠して、ローンについての通常の検討手続きにより判断するものとしている。だが、その定義では、ほぼ確実か否かの決定には判断が必要である。したがって、ローン損傷の認識においても、債権者の判断が必要となるであろう。では、つぎに、その認識した損傷の測定方法について検討しよう。

## II 債権者のローン損傷の測定

先に検討したローン損傷の認識時点で、では、どのようにその損傷を測定するのであろうか。FASB ステイトメント第114号は、その損傷の測定にさいしては、予測将来キャッシュ・フロー（expected future cash flow）の現在価値を用いることを基本とするとしている。ところで、FASB ステイトメント第114号は、その測定に関して、「ローンの損傷の測定は判断と見積を必要とする。そして、最終結果はその見積とは異なる。債権者は自身の環境で実務的な測定方法を開発する自由を有するべきである<sup>(8)</sup>」と述べている。すなわち、ローン損傷の測定あたっては、見積、判断が不可欠なことを FASB ステイトメント第114号自体が認めるとともに、各債権者にかなりの自由裁量権を与えていていると言える。では、以下、その測定方法の詳細について検討しよう。

FASB ステイトメント第114号は、個々の借り手に特有のリスク特徴を有するローンの損傷については、個別ローン基準（loan-by-loan basis）に基づいて測定するとしている。また、共通するリスク特徴を有するローンについては、合算し、複合実効利率（a composite effective interest rate）とともに歴史的統計（たとえば平均回復期間と平均回復金額）を用いて損傷を測定してもよい<sup>(9)</sup>。FASB ステイトメント第114号は、個別ローン基準を用いる場合、債権者は、ローン損傷の認識時点で、予測将来キャッシュ・フローをそのローンの実効利率（effective interest rate）で割引いた現在価値で測定しなければな

らないとしている。このローンの実効利率は、ローンの暗黙の利回り率 (the rate of return implicit), すなわち、ローンの当初または取得時に存在するあらゆる正味繰延ローン料またはコスト、プレミアムあるいはディスカウトを調整した契約利率とされる。また、問題債務リストラでリストラされるローンの実効利率は、当初の契約利率であり、リストラで合意される利率ではない。なお、ローンの契約利率が、プライム・レート、ロンドン銀行間オファード・レート、あるいは米国短期財務省証券 (Treasury bill) の週間平均のような独立要因の変動に連動する場合は、実効利率はローン期間のそれら要因の変動に基づいて計算してもよい。また、ローン契約条件による要支払額全額を回収できないことがほぼ確実という先の損傷認識基準（本稿85ページ参照）を満たす時点の実効利率で固定してもよい。ただし、選択した利率決定方法は、それら要因によって変動するすべてのローンに一貫して適用しなければならない。このように、FASB ステイトメント第114号は、損傷の測定には、予測将来キャッシュ・フローの現在価値を基本としている。だがしかし、一方で、実務的な手段として、ローンの観察可能な市場価格、あるいはローンが担保依存 (collateral dependent) の場合は担保 (collateral) の公正価値に基づいて損傷を測定することも認めている。また、測定方法にかかわりなく、物的担保実行手続 (foreclosure) がほぼ確実な場合は、担保の公正価値に基づいて損傷を測定している<sup>(10)</sup>。

ところで、FASB ステイトメント第114号は、現在価値計算に基づいて損傷ローンを測定する場合、予測将来キャッシュ・フローの見積は、債権者の合理的で、支持できる仮定と現在の動向を基とした予測 (projection) に基づいた最善のものでなければならないとしている。すなわち、予測将来キャッシュ・フローの見積には、見積売却コストを含めて、利用可能なすべての証拠を検討すべきであるとする。さらに、それら証拠の加重は客観的に検証できる範囲では望ましいという<sup>(11)</sup>。このように、FASB ステイトメント第114号では、現在価値計算が損傷の測定に用いられるがゆえに、予測将来キャッシュ・フローの慎重な見積が重視されている。

つぎに、その損傷の計上方法であるが、予測将来キャッシュ・フローの現在

価値（ないしは、ローンの観察可能な市場価格または担保の公正価値）が記録されたローン投資（recorded investment in the loan）未満の場合、貸倒費用（bad-debt expense）を借方計上し評価性引当金（valuation allowance）を創設するか、ないしは貸倒費用を借方ないしは貸方計上し既存の損傷ローンの評価性引当金を調整することによって行う<sup>(12)</sup>。さらに、最初に損傷を認識・測定して以降、予測将来キャッシュ・フローの金額ないしは時期に重大な変動（増加または減少）があるか、あるいは実際のキャッシュ・フローと予測された（projected）キャッシュ・フローとの間に重大な差異があれば、同じ測定方法でもって損傷を再計算し、評価性引当金を調整しなければならない。また、損傷の測定に、ローンの観察可能な市場価格または担保依存（collateral-dependent）ローンの担保の公正価値を用いている場合は、それに重大な変動（増加または減少）があれば、評価性引当金を調整しなければならない<sup>(13)</sup>。

以上のように、FASB ステイトメント第114号は、ローン損傷認識時点で、個別ローン基準に基づいて、予測将来キャッシュ・フローを実効利率で割引いた現在価値で損傷を測定することを基本としている。だが、実務的な手段として、ローンの観察可能な市場価格、あるいはローンが担保依存の場合は担保の公正価値による測定も認めている。そして、このようにして測定した損傷は、貸倒費用と評価性引当金でもって仕訳し、その後、状況の変化に応じて評価性引当金を調整するとしている。ところで、このローンの損傷の測定では、現在価値計算の割引利率は契約によるものであり、予測などの要素は必要とされない。だが、将来キャッシュ・フローの見積には、予測や判断が要求される。換言すれば、予測や判断によって、将来キャッシュ・フローの見積額は変動する可能性があると言える。では、つぎに、このようなローン損傷の具体的な会計処理について検討しよう。

### III 損傷ローンの債権者の会計処理

ここでは、ローン損傷の具体的な会計処理について、アメリカの大学テキスト（Donald E. Kieso and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting 9th*

*ed.*) の例示を手がかりにさらに検討しよう<sup>(14)</sup>。プロスペクト社は、1998年12月31日、利息ゼロ、5年手形500,000ドルを、10%の年利回りでもってコミュニティ銀行に対して振出した。同日、コミュニティ銀行は310,460ドル(=500,000ドル×0.62092)<sup>(15)</sup>をプロスペクト社に対して支払った。債権者であるコミュニティ銀行の仕訳は以下のとくである。

#### 1998年12月31日のコミュニティ銀行の仕訳

受取手形	500,000 ドル
受取手形割引料	189,540 ドル
現 金	310,460 ドル

コミュニティ銀行は実効利率法を割引料の償却に用いると仮定すると、各年の受取利息、割引料償却額、手形の帳簿価額は以下のようになる。

コミュニティ銀行の受取利息、割引料償却、手形の帳簿価格 (単位: ドル)

年月日	受取現金	受取利息 (10%)	割引料償却	手形の帳簿価格
1998年12月31日	0			310,460
1999年12月31日	0	31,046 <sup>a</sup>	31,046	341,506 <sup>b</sup>
2000年12月31日	0	34,151	34,151	375,657
2001年12月31日	0	37,566	37,566	413,223
2002年12月31日	0	41,322	41,322	454,545
2003年12月31日	0	45,455	45,455	500,000
合 計	0	189,540	189,540	

a 31,046 ドル = 310,460 ドル × 0.10

b 341,506 ドル = 310,460 ドル + 31,046 ドル

その後、2000年の期中にプロスペクト社の事業が悪化した。コミュニティ銀行は、2000年12月31日に利用可能なすべての証拠を検討し、返済期日に元本の内300,000ドルしか返済されないことがほぼ確実であると判断した。したがって、そのローンは損傷されており、即座に損失を記録すべきであると決断した。では、その損失額はどのように決定されるのであるか。そのためには、まず、予測将来キャッシュ・フローを歴史的実効利率(当初の契約利率)でもって割引き、現在価値を計算しなければならない。それは、300,000ドルを3年間利

率10%で割引くことによって求められる。その現在価値は225,396ドル（＝300,000ドル×0.75132）となる。その結果、先の表に示された2000年12月31日の手形の帳簿価額375,657ドルとこの現在価値225,396ドルとの差額、150,261ドルが損傷損失となる。この損傷損失の計算をまとめると以下のようになる<sup>(16)</sup>。

#### コミュニティ銀行の損傷損失の計算

2000年12月31日の手形の帳簿価格	375,657ドル
3年間利率10%で割引いた300,000ドルの現在価値	
（300,000ドル×0.75132）	<u>225,396ドル</u>
<b>損傷損失</b>	<u>150,261ドル</u>

コミュニティ銀行は、貸倒費用（Bad Debt Expense）と不良勘定引当金（Allowance for Doubtful Accounts）を用いて、この損傷損失を以下のように仕訳する。

#### 2000年12月31日のコミュニティ銀行の仕訳

貸倒費用	150,261ドル
不良勘定引当金	150,261ドル

この例示に示されるように、減損損失は、非割引の200,000ドル（＝500,000ドル－300,000ドル）ではなく、現在価値による150,261ドルで計上されるのである。ところで、このように、減損損失を測定するための現在価値は計算によって求められる。だがしかし、それには将来キャッシュ・フローの見積が前提となっている。たとえば、この例示のケースでは、将来キャッシュ・フローの見積額は300,000ドルとなっている。だが、経営者の判断によって、それを250,000ドルと見積もるとしよう。その場合、損傷損失額は187,827ドルに増加することになる<sup>(17)</sup>。このように、経営者の見積、判断によって、損傷損失額は変動する可能性があると言える。換言すれば、このような会計処理には、経営者の見積、判断による財務諸表の弾力化の可能性が内包されていると言えよう。では、つぎに、問題債務リストラのケースの会計処理について検討しよう。

## IV 問題債務リストラの債権者の会計処理

ここでは、条件緩和に関する問題債務リストラにおける債権者側の会計処理について、先と同様、アメリカの大学テキスト（Donald E. Kieso and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting 9th ed.*）の例示を参考に検討することにしよう<sup>(18)</sup>。債務者の短期の資金繰り悪化にともない、利率の引下げ、支払期日の延期、返済額の減額、既発生利息の減額ないしは支払延期といった条件緩和が行われることがある。そのさい、債権者側に損失が発生する。他方、債務者側では、そのような問題債務リストラの合意内容によって、利得が発生しないケースと発生するケースがある。ここでは、その各々のケースについて、債権者側の会計処理について見よう。まず、債務者側に利得が発生しないケースである。

1998年12月31日、モーガン・ナショナル銀行（以下、モーガン銀行と略す）は、リゾート開発会社と債務リストラ契約を結んだ。モーガン銀行は、10,500,000ドルのローンを次のようにリストラした。すなわち、(1)元本の10,500,000ドルから9,000,000ドルへの減額、(2)支払期日の1998年12月31日から2002年12月31日への延期、(3)利率の12%から8%への引下げの3点である。債権者であるモーガン銀行のリストラ後の損失額の計算は、以下のようになる<sup>(19)</sup>。

### モーガン・ナショナル銀行の損失額の計算

リストラ前の帳簿価格	10,500,000ドル
リストラしたキャッシュ・フローの現在価値：	
4年間年12%の支払利息を支払う9,000,000ドルの現在価値（9,000,000ドル×0.63552）	5,719,680ドル
年間支払利息720,000ドル 4年間分の12%による現在価値（720,000ドル×3.03735）	2,186,892ドル
リストラによる損失	<u>7,906,572ドル</u> <u>2,593,428ドル</u>

このリストラによるモーガン銀行の損失は、貸倒費用と不良勘定引当金でもって、以下のように仕訳される。

## 1998年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

貸倒費用	2,593,428 ドル
不良勘定引当金	2,593,428 ドル

さらに、後年度には、歴史的実効利率（当初の契約利率）を用いて受取利息を計上しなければならない。その金額は以下のようになる。

モーガン・ナショナル銀行のリストラ後の利息と償却額 (単位: ドル)

年月日	実際受取利息 (8%)	受取利息 (12%)	帳簿価格の増加	手形の帳簿価格
1998年12月31日				7,906,572
1999年12月31日	720,000 <sup>a</sup>	948,789 <sup>b</sup>	228,789 <sup>c</sup>	8,135,361
2000年12月31日	720,000	976,243	256,243	8,391,604
2001年12月31日	720,000	1,006,992	286,992	8,678,596
2002年12月31日	720,000	1,041,404 <sup>d</sup>	321,404 <sup>d</sup>	9,000,000
合 計	2,880,000	3,973,428	1,093,428	

a  $720,000 \text{ ドル} = 9,000,000 \text{ ドル} \times 0.08$

b  $948,789 \text{ ドル} = 7,906,572 \text{ ドル} \times 0.12$

c  $228,789 \text{ ドル} = 948,789 \text{ ドル} - 720,000 \text{ ドル}$

d 調整のための28ドルを含む。

この計算に基づいて、モーガン銀行は1999年12月31日に以下の仕訳を行う。

## 1999年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

現 金	720,000 ドル
不良勘定引当金	228,789 ドル
受取利息	948,789 ドル

さらに、先の計算表にしたがって、受取利息と不良勘定引当金の金額は変わるが、2000年から2002年まで毎年12月31日に同様の仕訳を行う。そして、最終年度の2002年12月31日にはさらに以下の仕訳を行う。

## 2002年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

現 金	9,000,000 ドル
受取手形	9,000,000 ドル

次に同じ例を用いて、債務者に利得が生ずるケースについて検討しよう。リストラによって条件が緩和され、将来キャッシュ・フローの合計がリストラ前のローンの帳簿価額よりも少なくなる場合、債務者に利得が生じる。先の例で、モーガン銀行は、元本を7,000,000 ドルに減額し、支払期日を2002年12月31日に延長し、利率を12%から8%に引き下げるとする。すなわち、先の例と比較すると、元本のみがさらに7,000,000 ドルまで減額される。その場合、将来キャッシュ・フローの合計額は、9,240,000 ドル（元本7,000,000 ドルと利息2,240,000 ドルの合計）となり、リストラ前の帳簿価額10,500,000 ドルよりも1,260,000 ドル少なくなる。すなわち、債務者であるリゾート開発会社には、1,260,000 ドルの利得が生じることになる。一方、債権者であるモーガン銀行は4,350,444 ドルの貸倒費用を計上することになる<sup>(20)</sup>。その計算は以下のとくである<sup>(21)</sup>。

## モーガン・ナショナル銀行の損失額の計算

リストラ前の帳簿価格	10,500,000 ドル
リストラしたキャッシュ・フローの現在価値：	
4年間年12%の支払利息を支払う7,000,000 ドルの 現在価値（7,000,000 ドル×0.63552）	4,448,640 ドル
年間支払利息720,000 ドル 4年間分の12%による現 在価値（5,620,000 ドル×3.03735）	1,700,916 ドル
リストラによる損失	<u>6,149,556 ドル</u>
	<u>4,350,444 ドル</u>

先のケースと同様、このリストラによるモーガン銀行の損失は、貸倒費用と不良勘定引当金でもって、以下のように仕訳される。

## 1998年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

貸倒費用	4,350,444 ドル
不良勘定引当金	4,350,444 ドル

さらに、先のケースと同様、後年度に歴史的実効利率（当初の契約利率）に

よって受取利息を計上しなければならない。その金額は以下のようになる。

モーガン・ナショナル銀行のリストラ後の利息と償却額  
(単位: ドル)

年月日	実際受取利息(8%)	受取利息(12%)	帳簿価格の増加	手形の帳簿価格
1998年12月31日				6,149,556
1999年12月31日	560,000 <sup>a</sup>	737,947 <sup>b</sup>	177,947 <sup>c</sup>	6,327,503
2000年12月31日	560,000	759,300	199,300	6,526,803
2001年12月31日	560,000	783,216	223,216	6,750,019
2002年12月31日	560,000	809,981 <sup>d</sup>	249,981 <sup>d</sup>	7,000,000
合 計	2,240,000	3,090,444	850,444	

a 560,000 ドル = 7,000,000 ドル × 0.08

b 737,947 ドル = 6,149,556 ドル × 0.12

c 177,947 ドル = 737,947 ドル - 560,000 ドル

d 調整のための21 ドルを含む。

この計算に基づいて、モーガン銀行は1999年12月31日に以下の仕訳を行う。

#### 1999年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

現 金	560,000 ドル
不良勘定引当金	177,947 ドル
受取利息	737,947 ドル

さらに、先の計算表にしたがって、受取利息と不良勘定引当金の金額は変わらるが、2000年から2002年まで毎年12月31日に同様の仕訳を行う。そして、最終年度の2002年12月31日にはさらに以下の仕訳を行う。

#### 2002年12月31日のモーガン・ナショナル銀行の仕訳

現 金	7,000,000 ドル
受取手形	7,000,000 ドル

このように、条件緩和に関する問題債務リストラでは、合意内容によって、債権者のモーガン銀行の損失額は異なるが、債務者の利得の発生の有無に関わらず、債権者（モーガン銀行）の会計処理方法は同じである。このリストラのケースでは、合意により元本の減額、返済期日、引下げ利率が決まるため、将

来キャッシュ・フローの金額の見積りは必要ない。また、現在価値計算の割引利率も当初の契約で決定している。したがって、この問題債務リストラの会計処理では、見積りや判断の要素はほとんどないものと考えられる。

### おわりに

本稿で検討したように、FASB ステイトメント第114号では、現在の情報と事象に基づいて、ローン契約条件による要支払額全額を回収することがほぼ確実になった時点で、損傷を認識するとされている。なお、条件緩和に関する問題債務リストラについては、そのことが既に存在しており、損傷が確認されているとしている。そして、その認識時点で、個別ローン基準に基づいて、予測将来キャッシュ・フローを実効利率で割引いた現在価値でもって、損傷を測定するのである。この測定方法が基本とされているが、実務的な手段として、ローンの観察可能な市場価格、あるいはローンが担保依存の場合は担保の公正価値による測定も認められている。また、このようにして測定された損傷は、貸倒費用と評価性引当金でもって仕訳し、その後、状況の変化に応じて評価性引当金を調整するものとされている。このような FASB ステイトメント第114号の会計処理の概要をまとめると、以下のようになる。

#### 損傷と問題債務リストラの債権者側の会計処理

事象	債権者側の会計処理
1 損傷	歴史的実効利率で割引いた将来キャッシュ・フローの現在価値と手形の帳簿価格の差額に基づいて、損失を認識する。また、新しい帳簿価格と当初の実効利率に基づいて受取利息を認識する。
2 条件緩和に関する問題債務リストラ (1) 債務の帳簿価格が将来キャッシュ・フロー未満（債務者に利得がない場合） (2) 債務の帳簿価格が将来キャッシュ・フローを超過（債務者に利得がある場合）	リストラされるキャッシュ・フローの現在価値に基づいて、損失を認識する。また、新しく記録された価値と当初の実効利率に基づいて受取利息を認識する。

（出所：Donald E. Kieso and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting 9th ed.*, John Wiley & Sons, Inc., 1998, p. 735, Illustration 14 A-14. より筆者作成。）

では、FASB ステイトメント第114号が規定するこのような会計処理は、財務諸表にどのような影響を与えるのであろうか。また、このような将来キャッシュ・フローを軸とした会計の特徴はどのようなものなのであろうか。FASB ステイトメント第114号は、損傷の認識に関して、FASB ステイトメント第5号のほぼ確実（probable）という用語の定義に依拠することを規定するだけで、具体的方法については触れていない。それゆえ、ローン損傷の認識には、判断の余地が存在すると言えよう。また、損傷の測定においても、現在価値計算の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積には、予測、判断といった要素が不可欠である。そして、損傷ローンの会計処理の例示で検討したように、将来キャッシュ・フローの見積の違いによって、損傷損失額は変動する。それゆえ、ローン損傷会計は、経営者の見積、判断による財務諸表の弾力化の可能性を内包していると言えよう。そして、このローン損傷会計に見られるように、将来キャッシュ・フローを軸とした会計は、将来の見積、予測を前提としており、将来事象の予測要素が会計に導入されているという点に、その特徴を見ることができよう。

### 注

- (1) キャッシュ・フローを用いた測定を規定するステイトメントについては、たとえば以下の文献を参照されたい。

Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, *Using Cash Flow Information in Accounting Measurements*, June 11, 1997.

- (2) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 114, *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan — an amendment of FASB Statements No. 5 and 15*, pars.1 and 31.

なお、FASB ステイトメント第114号は、FASB ステイトメント第118号『債権者のローン損傷会計——収入の認識と開示——FASB ステイトメント第114号の改正』(*Accounting by Creditors for Impairment of a Loan — Income Recognition and Disclosures — an amendment of FASB Statement No. 114*)によって一部改正されており、本稿はその改正点を含めている。

- (3) FASB Statement No. 114, pars. 2 - 3 .

- (4) *Ibid.*, summary and par. 5 .

ただし、以下のものは適用除外するとされる (*Ibid.*, par. 6.).

- (a) ひとまとめにして損傷を評価される大グループの少額残高の同種ローン。そのようなローンにはクレジット・カード、住宅モーゲージおよび消費割賦ローンを含めてもよいが、しかしその三つには限定されない。
- (b) 公正価値ないしは原価と公正価値の低価法で測定されるローン。たとえば、FASB ステイトメント第65号『ある種のモーゲージ銀行活動の会計』(*Accounting for Certain Mortgage Banking Activities*) あるいはその他特定産業の実務にしたがったローン。
- (c) FASB ステイトメント第13号『リース会計』(*Accounting for Leases*) で定義されるリース。
- (d) FASB ステイトメント第115号『ある種の債務証券投資と持分証券投資の会計』(*Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*) で定義される債務証券。

なお、問題債務リストラについては、上記(b)–(d)のローンは適用除外される (*Ibid.*, par. 5.).

(5) *Ibid.*, par. 4.

- (6) FASB Statement No. 114, pars. 8 - 9 and Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 118, *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan — Income Recognition and Disclosures — an amendment of FASB Statement No. 114*, par. 6(a).

なお、支払の若干の遅延ないしはわずかな金額の不足の場合は適用除外される。また、遅延利息を含む要支払額全額が回収されると予測される場合、支払遅延期間中は、そのローンの損傷は認識されない。また、パラグラフ 6(a)で適用除外されるローン（本稿注(4)参照）も、リストラ時点では、FASB ステイトメント第114号の規定が適用される（FASB Statement No. 114, par. 8.）。

ところで、FASB ステイトメント第5号と第114号では、契約条件による要支払額全額 (all amounts due according to the contractual terms) という用語は、ローンの契約利息と契約元本の両方が、ローン契約のスケジュール通りに回収されることを意味する（*Ibid.*, par. 8.）。

(7) FASB Statement No. 114, par. 10.

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 5, *Accounting for Contingencies*, par. 3.

なお、この点に関しては、以下の文献も参考にされたい。

加藤盛弘著『現代の会計原則（改定増補版）』森山書店 1987年

(8) FASB Statement No. 114, par. 11 and FASB Statement No. 118, par. 6(b).

(9) FASB Statement No. 114, par. 12 and FASB Statement No. 118, par. 6(c).

- (10) FASB Statement No.114, pars.13- 4 and FASB Statement No. 118, par. 6  
 (d) and (e).

担保依存 (collateral dependent) とは、ローンの返済がその基礎となる担保単独で提供されると予測される場合である (FASB Statement No. 114, par. 13.)。

- (11) FASB Statement No. 114, par. 15 and FASB Statement No. 118, par. 6(f).

- (12) FASB Statement No. 114, par. 13 and FASB Statement No. 118, par. 6(d).

この記録されたローン投資 (recorded investment in the loan) には、発生利息、正味繰延ローン料またはコスト、および未償却プレミアムないしはディスカウントを含むとされる (FASB Statement No. 114, par. 13.)。また、記録されたローン投資という用語は、その投資のあらゆる直接の切り下げ (write-down) を反映したものであり、評価性引当金の純額を意味するローン純帳簿価額 (net carrying amount of the loan) とは区別されるという (*Ibid.*, par. 13 footnote(2).)。

- (13) FASB Statement No. 114, par.16.

なお、債権者は、財務諸表の本体または付属する注のどちらかで、以下の情報を開示しなければならないとされている (FASB Statement No 118, par. 6 (i).)。

(a) 財政状態表公表日現在の、各期末の損傷ローンへの記録された投資合計と、そして(1)FASB ステイトメント第114号にしたがって決定される与信損失に対する関連引当金がある記録された投資の金額とその引当金額ならびに(2)FASB ステイトメント第114号にしたがって決定される与信損失に対する関連引当金がない記録された投資の金額。

(b) 受取現金の記録方法を含む債権者の損傷ローンの利息収入の認識方針。

(c) 営業成績公表期中の、損傷ローンへの記録された投資の期中平均、ローンが損傷された期中に認識された利息収入の関連金額、そして実務的に可能ならば、ローンが損傷された期中に現金基準会計法を用いて認識された利息収入の金額。

ただし、問題債務リストラに関しては、(1)利率が債権者が認める利率以上であることがリストラ合意に明記されている場合、(2)リストラ合意に明記された条件に基づくとローンが損傷されていない場合は、(a)と(c)の開示は必要ないとされる。

- (14) この例示は、Donald E. Kieso and Jerry J. Weygandt, *Intermediate Accounting 9th ed.*, John Wiley & Sons, Inc., 1998, pp. 727- 9 . の例示から、債権者側の会計処理について筆者がまとめたものである。

- (15) 現在価値は、現在価値 (PV)=将来価値 (FV)×n 年間利率 i の現在価値要因 (PVF<sub>n,i</sub>) という算式で求められる。n 年間利率 i の現在価値要因は、 $PVF_{n,i} = \frac{1}{(1+i)^n} = (1+i)^{-n}$  で計算される。5 年間利率10%の場合、その値は 0.62092 である。詳しくは、たとえば、Kieso & Weygandt, *op cit.*, pp. 287- 9 and pp. 322- 3 . を参照されたい。

(16) 現在価値の計算方法は、本稿前記注(15)を参照されたい。このケースでの3年間利率10%の現在価値要因( $PVF_{3,10\%}$ )の値は、0.75132である。

(17) この例示のケースで、将来キャッシュ・フローを250,000ドルと見積もった場合、損傷損失は以下のように187,827ドルに増加する。

2000年12月31日の手形の帳簿価額	375,657ドル
3年間利率10%で割引いた250,000ドルの現在価値	
$(250,000 \text{ ドル} \times 0.75132)$	<u>187,830ドル</u>
損傷損失	<u>187,827ドル</u>

(18) この例示は、Kieso & Weygandt, *op cit.*, pp. 730-4. の例示から、債権者側の会計処理について筆者がまとめたものである。

(19) 現在価値の計算法については、本稿注(15)を参照されたい。このケースでの4年間利率12%の現在価値要因( $PVF_{4,12\%}$ )の値は、0.63552である。また、n年間の支払利息合計額の現在価値は、年間支払利息(R)とn期間利率iの年間支払利息1の現在価値( $PVF - OA_{n,i}$ )の積で求められる。なお、 $PVF - OA_{n,i}$ は、 $\frac{1}{1+i}^n$ という数式で求められ、4年間利率12%の場合、その値は3.303735である。この計算方法は、通常年金の現在価値計算方法と同じである。この点について詳しくは、たとえば、Kieso & Weygandt, *op cit.*, pp. 296-8 and pp. 326-7. を参照されたい。

(20) FASB ステイトメント第15号は債務者側の利得は非割引額に基づいて計算すると規定している(Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.15, *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*, pars. 13, 17 and 21.)。そのため、「多くの環境下で、債務者が記録する利得と債権者が記録する損失は等しくはない」(Kieso & Weygandt, *op cit.*, p. 730.)という。そのような事態が起こる理由は、FASB ステイトメント第114号の規定によって、問題債務リストラでは債権者側と債務者側の会計に不均衡が生ずることをFASBは認識していたが、範囲を債務者にまで拡げることで、発行が遅れることを懸念し、範囲を債権者のみに限定したからである(FASB Statement No. 114, par. 63.)。アメリカでこのような会計原則間の不均衡が認められるのは、ピース・ミール・アプローチが採用されているためである。この点について、詳しくは、たとえば以下の文献を参照されたい。

加藤盛弘著『会計原則の理論』森山書店, 1980年

(21) この現在価値の計算については、本稿注(15)と(19)を参照されたい。